

管路調査業務委託 仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、上田市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の汚泥引抜き業務に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と請負者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者の発議により、請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、汚泥引抜き作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | | |
|--------------|--------------------|----------|
| ① 労働基準法 | （昭和 22 年法律第 49 号） | 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | （昭和 22 年法律第 50 号） | 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | （昭和 23 年法律第 186 号） | 及び同法関連法規 |
| ④ 緊急失業対策法 | （昭和 24 年法律第 89 号） | 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建設業法 | （昭和 24 年法律第 100 号） | 及び同法関連法規 |
| ⑥ 建築基準法 | （昭和 25 年法律第 201 号） | 及び同法関連法規 |
| ⑦ 港湾法 | （昭和 25 年法律第 218 号） | 及び同法関連法規 |

- ⑧ 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
- ⑨ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
- ⑩ 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
- ⑪ 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
- ⑫ 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
- ⑬ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
- ⑭ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
- ⑮ 公害対策基本法 (昭和 42 年法律第 132 号) 及び同法関連法規
- ⑯ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
- ⑰ 廃棄物の処理及び
清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 135 号) 及び同法関連法規
- ⑱ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
- ⑲ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
- ⑳ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
- ㉑ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任のもとで行うものとする。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うものとする。

(3) 伏越人孔等で吸引した汚泥を収集運搬する場合は、産業廃棄物の「汚泥」の収集運搬許可を持つ者が行わなければならない。また、現場作業にあたり酸素欠乏作業主任者を常駐させ、人孔内で作業する際は必ず酸素及び硫化水素濃度を測定、記録し、安全であることを確認してから作業にあたること。

5. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手するものとする。

- ①着手届
- ②現場代理人及び作業技術者届
- ③工程表
- ④職務分担表
- ⑤緊急連絡届
- ⑥清掃作業計画書
- ⑦清掃土砂運搬車両使用届
- ⑧酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏作業主任者技能講習修了書(第2種)等の写しを添付のこと)

- ⑨産業廃棄物収集運搬業許可証（収集運搬する産業廃棄物に「汚泥」の明記があるもの）の写し
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出するものとする。
- (3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中、作業日報を毎日監督員に提出するものとする。
- (4) 作業者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出するものとする。
- ①完了届
 - ②出来高調書
 - ③作業記録写真（第1章「11.作業記録写真」による。）
 - ④完了図書1式
 - ⑤支払請求書及び明細書
 - ⑥産業廃棄物管理票（D票の写し）
- (5) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出するものとする。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けるものとする。

7. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させるものとする。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させるものとする。
- (3) 吸引した汚泥の運搬は、長野県知事から産業廃棄物収集運搬業における「汚泥」の収集運搬許可を得ている者が行うものとする。
- (4) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させるものとする。
- (5) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置するものとする。

8. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、作業の一部（収集運搬を除く）を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下

請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法について届け出るものとする。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じるものとする。
- (3) 作業の一部（交通誘導を含む）を下請負させる場合は、施工体制台帳を提出すること。

9. 地元住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地元住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得るものとする。
- (2) 受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告するものとする。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導するものとする。

- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うものとする。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧するものとする。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うものとする。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うものとする。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図るものとする。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、作業の進捗状況を監督員に報告するものとする。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間について監督員の承諾を得るものとする。

12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業完了時には工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出するものとする。

- (1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影するものとする。
ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うものとする。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影するものとする。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影するものとする。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、張り合わせるものとする。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とする。
- (6) 撮影頻度
 - ①伏越し箇所：全箇所撮影する。(マンホールについては、汚泥量がわかるようにスタッフ等を使って着前しゅん工写真を撮影する)
 - ②その他：各スパンに対し、1箇所の割合で撮影する。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずるものとする。
- (2) 作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておく。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施するものとする。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図るものとする。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うものとする。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図るものとする。
- (2) マンホール、管きょなどに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備するものとする。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うものとする。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置するものとする。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずるものとする。
- (2) 作業現場には、下水道管路内清掃工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めるものとする。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。本業務では交通誘導員を1日当たり2人計上している。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うものとする。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出するものとする。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しない。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出るものとする。

第3章 調 査 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないように必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄、清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調 査 工

- (1) 調査機材
調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。
- (2) 調査時間
調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (3) テレビカメラによる調査
 - 1) 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
 - 2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
 - 3) 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。
 - 4) 本管内や取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
 - 5) 管内に異状が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

(4) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

3. 報 告 書

- (1) 調査結果は、別添調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般DVD等に収録すること。
なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、管径等をタイプ表示すること。
- (3) 調査結果の判断基準については、表―2によること。
- (4) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - ① 報告書
 - ② 不良箇所写真帳
 - ③ DVD等（テレビカメラ調査の場合）
 - ④ その他監督員の指示するもの

第4章 清 掃 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手するものとする。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意するものとする。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去する。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄、清掃するものとする。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めるものとする。

2. 清掃工

(1) 作業時間、作業範囲等

- 1) 作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施する。
- 2) 伏越しマンホール内清掃工は、マンホール内にある汚水と土砂及び油脂類等を吸泥車清掃工で処理をする作業とする。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流失させてはならない。万一、下流側に土砂等を流失させた場合は、影響区間の流失土砂等を請負者の責任で取り除くものとする。

(3) 土砂等の積み込み、運搬

- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置する。
- 2) 運搬車両は、事前に当市に届出を行うものとする。
- 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流失・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とする。
- 4) 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずるものとする。
- 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずるものとする。
- 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにする。

(4) 土砂等の処分

土砂等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分をする。

(今回の処分は汚水として、上田終末処理場で処理をする。投入量を日報に記入すること)

(5) 機械による清掃作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きよを損傷することのないよう、吐出圧に留意する。
- 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受注者が用意する。

第5章 そ の 他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査および完了検査に立会うものとする。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出する。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告する。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理する。

管路内調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A 4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

- (1) テレビカメラ調査、取付管調査
 - ① 調査目的
 - ② 調査概要
 - ③ 案内図
 - ④ 調査箇所図
 - ⑤ 調査集計表
 - ⑥ 調査記録表
 - ⑦ 考察
 - ⑧ 調査記録写真